

令和5年度
第1回大阪府子ども施策審議会計画策定部会

日 時：令和5年10月19日（木曜日）
10時00分から12時00分まで

場 所：大阪赤十字会館 401 会議室

【議題1】会議の運営について

- 部会長代理の指名 ⇒ 農野委員を部会長代理に指名
- 資料2について、事務局より説明

【議題2】（仮称）大阪府子ども計画の方向性等（素案たたき台）について

- 資料3について、事務局より説明

〈部会長〉

ありがとうございました。それではただいまの説明に関してご意見、ご質問等ございますでしょうか。人数も少ないですし、積極的に気遣いなくご意見を出していただけたらと思います。

〈委員〉

まず基本理念のところですが、前のところから見てみると、参考資料2の中段、段落でいうと2つ目の所ですが、「社会の役割」とかという部分が表現として抜けてるのかなというような気がいたしました。基本理念のところになんか分、10ページのところでは基本理念を踏まえたということで、社会的に幸福な生活を送ることができる子どもまんなか社会の実現ということはあるんですけども、必要な支援を行うとか、社会が見守っていくというような表現が少しなくなってるのかなということが1つです。気がついたところで、まずは1点お願いできればと思います。

〈部会長〉

ありがとうございます。参考資料2の前のところで言えば、どこですか。

〈委員〉

参考資料2のところでは、1ページ目の2段落のところ「社会はそうした子どもの成長を支えていかなければなりません。また子どもにとっても身近な社会という意味では家庭の役割も重要です。家庭が子どもの成長のために役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことも社会の役割です。」と記載をされているんですけども、今回の基本理念のところには、社会の役割というのが少し、当然盛り込まれてはいるんでしょうけれども、文言の表現としてはなくなってるのかなということで、やはり、読まれる方についてはその先を読みなさいではなく、しっかりと必要な文言とか表現っていうのは記載していただく方がいいのかなというふうには感じました。

〈部会長〉

ありがとうございました。重要なご指摘をいただいたと思います。何か事務局で意図があればお願いします。

〈事務局〉

ご指摘ありがとうございます。特にあえて何か意図があって抜いたっていう話ではなく、委員もおっしゃっていただきましたように、社会全体という言葉がいろんなところで散りばめて書いていましたので、ここの部分については、一旦、省いた形でコンパクトに整理をさせていただきましたが、さっきおっしゃいましたようにやはり社会の役割というところをきちんと書いておかないと、最後まで繋がっていくに当たって、社会全体で何々にするというところであるのであれば役割も書いておくべきだというご指摘を踏まえまして、表現については少し検討させていただきまして、そういうような表現になるように調整をちょっとしたいと考えております。

〈部会長〉

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

〈委員〉

同じようなことを言うことになると思いますが、同じく基本的視点「子どもをまんなかに社会全体で子育て家庭を支える」ここにカギ括弧で〈家庭の役割・機能を再認識〉という文言を見たときの印象が、子育ての責任は結局親やねんなどということがすごく印象に残ってしまうので、今の世の中としたら、子育てを地域・社会全体で支えていくという視点にも関わらず、この文章を聞いたときの印象が下の 2 段落目の途中ぐらいにも「家庭の役割、機能の重要性を再認識するとともに」と言われると他の文章でもありましたけれども、子育て家庭の育児力が弱まっているから、そこをさらに強化することによって、子育て家庭を充実させるみたいな印象を私は受けています。そうではなく、そもそも子育てというのは誰かの助けが必要なんです。貧困だからとかシングルだからとか、子どもに課題があるから支えが必要なのではなく、そもそも子育てには多かれ少なかれサポートが必要なもの。だから社会で支えていくということでこれは作られていると思うので、感覚的な印象ではありますが、この文言だと、子育てはやっぱ家族がしなくちゃという印象を受けてしまうので、その辺、具体的にどんなふうにしたらいのか私はちょっと文章が苦手なのでわからないのですが、考えていただけたらと思います。

〈部会長〉

ありがとうございました。関連するところでもしあればお願いします。

〈委員〉

関連するところと、もう 1 つ基本方向の話と 2 点お話ししたいと思います。1 点目はまさに委員がおっしゃったことに、全面的に賛同してるんですけども、加えて言うと子育ての当事者ではないと言われるがちな子どもを持たない方とかの当事者性にも配慮した方がいいのかなと思っています。子育てをしているということも、別で介護をしているということも、障害があるということも、そういう多様性の中で、皆さんのウェルビーイングを上げていくという視点が重要だと思うので、自分に子どもがいない人が関係ないと思われないような子ども計画にするべきだと思いますし、本当に今おっしゃったように、貧困家庭でなくても、みんなで育てていけるような社会が重要だと思いますし、子どもがいない人も誰もが望めば子どもに関わることもできるし、そこから貢献を得ることもできるというような、書くのは難しいと思いますが、そのニュアンスは反映されると、本当に家庭の力をどうにかしようというところに見えないといいなというのは本当に同意見です。もう 1 つは少し次の話になってしまうかもしれませんが、基本方向 4, 5 を加えるというのを国の方針とも照らし合わせて検討されるというところは、私自身は非常に良いなと思います。基本方向 4 のライフステージに縦断的なという視点も、(基本方向) 1, 2, 3 に限られてしまうと、繋ぎにくい、入れにくいところが出てきてしまうということがあると思いますし、(基本方向) 5 の子育て当事者への支援に関するところも、やはりどうしても「こどもまんなか」ってすごく大事な発想だと思うんですけども、子どもを支える人たちや養育をしている人たちの幸せというところに意識が向きにくくなる面もとすればあるかなと思いますのでこれを入れていただくというのは良いのではないかなと感じました。以上です。

〈委員〉

すいません、子どもの権利条約の条項が見つからなくて困ってるんですけど、権利条約の中で、子どもは育てられる権利がある。つまり、社会の中で子どもがいろんな経験をすることによって、その社会の文化だとか、社会の中できちんと適合できるような子どもに育てるっていう、そんな条項があったような気がします。それを考えると、子どもと社会との関わりを大切にする視点は結構大事だなと、委員からの議論を踏まえて感じました。ただ、前回のこれはずっと権利条約が批准される前から、義務と責任という言葉が入ってます。これをどう考えるかなんですが、ただ、今後様々な国の子どもたちが、今既にこの国で暮らしている中で、アイデンティティを形成するであるとか、地域の中でもその人の繋がりの中で、それこそ社会が子どもを、その家族を支えていくというか、見守っていくということを見ると、子育て家族やあるいは子どもそのもの

が、社会と関わる視点が、もしかしたらすぐ大事なもののかなあという気がしたんですね。今回のこの基本的視点の中には確かに委員がおっしゃったような、社会は何をするのか、社会と子どもはどう関わるのか、そういったことが弱い印象を受けました。だから、どう書き込めばいいのかというのが難しいのですが、ストンと子どもが社会と関わり、社会の中で育んでいく。そういう社会でありたいというものも必要になるかなという気がします。

〈委員〉

皆さんのご意見、その通りだと思っております。それと、資料2の子ども施策審議会が、来年度から変わるという中で、これで子ども計画を作るわけですね。そうしたときに、他の、いわゆるひとり親家庭とか子どもの貧困対策とかもすべてここに入ってくるわけですね。そうすると本来は分量が多くなるべきところが、前の計画では3項目に分かれて、2ページに書かれている視点が、今回6~8行にコンパクトにまとめられているということが、皆さんのご意見にあったように、あれも必要じゃないか、これも必要じゃないかなってところがあったのかなというふうな気はいたしました。それともう一つ委員のお話をお伺いして思ったのが、こども家庭庁のこどもまんなかの図がありますよね。子どもを真ん中に置いて、保護者がいて、保育士というか、養育者がいてという、あの図が意外とストンとこどもをまんなかに置いた社会の図を示しているように思っておりますので、そういうものを参考に後ろについている表だけではなく、そういったものも加えていただければ、よりわかりやすく読みやすくなるのかなと思いました。

〈委員〉

先ほど申し上げたのは、子どもの権利条約の第29条です。第29条に、5つ観点が書いてあって、読んでいただいたらすぐいいこと書いてあると思います。児童の教育が次のことを志向すべきことに同意すると、そのDのあたりです。人権および基本的自由な国際連合憲章に謳う原則の尊重を育成することなども書いていますが、「すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること」とか、いろんな大事なことが書いてあるかなという気がします。

〈部会長〉

ありがとうございました。何か子ども計画の添付資料というか、後ろに子どもの権利条約を抜粋して載せるっていうのもありかなと委員のお話を聞いて思いました。冒頭で申し上げたように、子どもを中心に考えるんだけど、皆さんがおっしゃった社会がというところ、例えば、これ日本の捉え方、子どもの権利条約を受けて、日本の児童福祉法では、保障することに配慮する、考慮するでしたかね、という文言になってるんですけど、フィンランドとかではもうそれを社会の責任、大人の責任として子どもの権利をちゃんと保障していくことが支援をする側の責任だっていうふうに明確に書かれている国なんかもあります。私も行って見て、普通に道を歩いていて、違くなって感じるぐらい皆さんに浸透している。その辺りが大阪のこだわりがあって、大阪の地でとわざわざ書いてくださってるので、一番よく言われるのは、私もよく虐待事件とかテレビで呼ばれてコメントとかするんですけど、視聴者に向かって何か言いたいこと、メッセージ言ってもらえませんかという言われたときに、子育て家庭にぜひ誰でもできることという意味では、「声をかけてください」と、「いいお天気ですね」でもいいですし何でもいいから声をかけてくださいって言ったら、テレビ局が終わった後に、先生それは大阪だからでしょと言われました。他の地ではそんな気軽に子育て家庭に声をかけることはできないということもおっしゃって、そういう意味では大阪の地で生まれてと書いてあるところは、そういう大阪らしいこだわりもあって書いてくださってるのかなと思って、そういう意味では社会という、大阪の特徴と例えば、おせっかいおばさん・おじさんがいっぱい助け合ってるっていうところもあります。それから皆さんの意見の賛同という意味ですけど、去年孤独・孤立のフォーラムを大阪府もされて、孤立・孤独が法定化しました。それは、内閣官房の会議の前あったんですけど、何か内閣官房で作って、全てを冠かけるような法律という位置づけで、孤立・孤独には文科省も入り、教育も入り、ずっと言い続けてやっと入っていくことになりました。国交省とか国で言えば企業側も入る。つまり、社会のいろんな人が入るような形の法律、施行が始まるので、どういうふうにポイントを出していく

のかっていうのが今議論されています。そういう意味では今皆さんがおっしゃった意見が、本当にその通りで、バックアップされていると思いました。だから社会がどう関わる、社会の中でどうなっていくのかみたいな、委員もおっしゃられた理念について、国でも議論があったんですけど、今まで子どもの貧困大綱と三つの大綱が一つになったので、本当はもっとそれぞれが、特徴的だったのに、総花的になってしまって見えにくくなったという意見もありましたので、たくさんのことを含まないと、もしかしらなければ、資料 2 を見て委員のおっしゃる通り、もうちょっと社会のことをしっかり書けたらいいのかなと思いました。どう書くかは難しいところですが、それでまとめて、今日の議論を一つ皆さんの合意としてまとめたらいいなと思いました。

〈委員〉

皆さんがおっしゃる社会とか、地域の関わりも非常に重要だと思いますが、私もこういう仕事以外に主任児童委員等もしてまして、家庭の教育力とか養育力の低下というのが、子どもへの関心の低下も感じてますので、もちろん先ほど意見があった社会からの手助けや応援ということも重要ですけど、それがあまり前に出過ぎて、家庭の力はもういいよとは言わないですけども、これがうまくバランスが取れるような表現にしていただかないと、健全な家庭も何かしらおんぶに抱っこ、何でもやってくれますよねということで、寄りかかってこれると違うかなと思いますんでバランスのとれた表現をお願いしたいことが 1 点です。それから基本方向 1 のところ幼児期の子どものところですが、表現を見ると、要は親から、あるいは地域から、家庭からの関わりが主体、親から目線のことしか出ていけませんので、子どもがどんなふうはこの時期に育つかという視点を一つ入れていただきたい。例えば、教育要領にありますようなことですか、例えば、福澤諭吉なんかは幼い頃から何でも自分でできるように、将来独立できるようにしていくべきだというような表現があったと私も覚えてるんですけども、親から、地域からの関わりではなくて、次の基本方向の 2 以降は、子どもが粘り強く挑戦したりとか、自らの人生を切り開いたりとかという表現がありますので、ここまで大きなことは、ちっちゃい子どもはできませんけども、小さい子どもがどんなふうこの時期に育っていくかという視点をぜひ入れていただければと思います。

あと最後にですけども、基本方向の 2 のところで、どこかに入ってるのかなとは思んですけども、気になっているのが、貧困やヤングケアラーはあるんですけども不登校がとも増えていて、校長先生もそれぞれの担任の先生も非常にそれに対して苦慮しているという現実がございますので、そういったことがどっかに盛り込まれているのであればいいですけども、そこはもうちょっと触れるようなことにしていただければと思います。以上でございます。

〈部会長〉

ありがとうございます。先に、基本方向のことを言ってくださいました。理念、基本的視点のところ皆さんの意見をとってたんですが、そこは委員よろしかったでしょうか。ページで言ったら、その前の 10 ページのところでの、今の皆さんのご意見の方向性は、今言ってくださったバランスってところですね。ありがとうございます。私からもう一つそれはこの文章でですね、委員がおっしゃったところもちょっと関係するかもしれないですが、その上のところで先ほどの大阪の地で生まれ育った子どもたちが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて若者となっていくという、何て言うんでしょうね。誰もが当たり前今のままを認められて、チャレンジできない子は駄目な子だというふうに将来の夢や目標を持っていない子は駄目な子だというふうにとられないような書き方、意図はすごくよくわかるんですけど、これ、国でも随分議論になりました。私だけの意見じゃなくて、たくさんの方がスティグマじゃないけれど、なんとなく普通に皆さんがそんなこと全然意識してないんですけど、そういうふうにつえられてしまうこともあるし、一番必要な皆さん、今、不登校のこともおっしゃってくださいました。自殺が小中学生で 100 人増って、毎年そんな形できていて、不登校も 22%増えています。こないだ新聞報道あったところなんですけど、そんな中で子どもたちが将来の夢や、22%ということは、4 人に 1 人、5 人に 1 人という数ですから、そんな子どもたちを無視しないような配慮は要るのかなってちょっと思いました。ありのまま認められて、親も子もですけど、子育て支援はね、お母さんが認められないと子どもも受け入れられないですし、今ある自分たちがありのまま認められるっていう、そんな勇気づけられる理念だったらいいなって、いうふうに思いました。ちょっとこれも表現とか、難しいと思います。今の委員のご発言で、関心を持ち続けるっていうね、家庭の役割・機能を再認識っていうところが、

例えば、子育てとか子どもとか、子育てとかにどんな人でも関心が持ち続けられるっていうのは、すごい素晴らしい発言だなと思ってそういう表現でもいいのかなとも思いました。ありがとうございます。はい、どうぞお願いします。

〈委員〉

それともう1点ですね基本的視点のところ子どもを育てる家庭の力が弱くなっているのではないかという懸念なんですけども、多分昭和30年代あたりからずっと言われてるような気がするんですね。その当ても児童家庭福祉だと言われた時代があったと以前どこかで申し上げたと思うんですけども、一方で社会の力も弱くなってるんじゃないかなという気がするんですね。だから、やっぱり子どもと社会との関わりっていうのをこだわってしまうんですけども、子ども、そして子育て家庭と社会との関わり合いです。社会が一方的に関わっていくのではなくて、主体としての子どもや子育て家庭も関わっていただくという双方向性というか、寄り添うではなくて寄り添い合うですか。お互いの行き来というか二つの矢印のベクトルが、子どもや家族にとってエンパワーメントされる、そして主体的に何かを働きかけていくと、そういう何かイメージで、社会と当事者との関わり、関係性ですね、その中で、子どもや家族を守っていきましょう、そんな理念にされた方がいいような気がするんですね。家庭の力が弱くなっていると出てくるよりもむしろその社会が非常に複雑になってきているような気がします。

〈部会長〉

ありがとうございます。まさにだからこそ孤立・孤独の法律までできるっていう話ですので、ぜひ今の委員のおっしゃられた、なんとなくこう支援するっていうこととか、片一方で対等性というんでしょうかね、いつも支援されるとか、ということで寄り添われるっていうことじゃなくて、対等な関係で委員がおっしゃられた相互作用性みたいなことが見えるといいなと思って思いました。

〈委員〉

委員がお話された大阪の地で生まれた子ども、ここも気になって、ちょっと考えてたんですけども、再チャレンジという表現が入ればどうなのかなというふうに思いました。例えば、将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、幾度も再チャレンジすることでより成長し、やがて若者となって次のという、いわゆる一度のチャレンジで、折れてしまった子はもう次再チャレンジできないのか、また方向を一つ決めただけでも、そこを断念して次の道へ行く子どもたちもいる、そうしたときに再チャレンジという表現をしていただければ、当然やり直しもできるし、幾度もやっぱり道は一つではなく、二つ三つ、四つと選択肢は増えていくべきじゃないかなというふうに思いましたので、表現またご検討いただければと思いますけれども、再チャレンジという表現が入ればどうかなというふうに思いました。

〈部会長〉

ありがとうございます。そういう意味では再チャレンジができる社会も必要ですもんね。だから何かここにも、この文言に、その前段のところ子どもや家庭が社会から必要な支援を受けられることによりって書いてあるんですけど、委員もおっしゃられた相互作用性も入れた、何か社会と家庭と子どもの好循環みたいな、この好循環の意味合いが子どもたち、家庭だけの好循環に今なってると思うんですけど、子どもの好循環になっているんだと思うんですけど、何かその辺りもこの理念に、社会との相互作用性も含められるような書きぶりにならないかなと。ちょっとまたご検討いただくとして次の基本方向の点ではいかがでしょうか。細かいところ、それから、先ほどおっしゃられた18ページの枠組みの再整理ですね。そのあたりでご意見ぜひお願いします。意見を言ってくれた委員がいらしゃったんですね、基本方向4と5の。まとめた方がいいのではないかと。

〈事務局〉

事前に皆様にご説明をさせていただきながら、なかなか難しいなと思いつつ説明させていただいてまして、実際に今回

本番を迎えるにあたって、最終資料を整えている中でやっぱりもう一度再議論を局内の中でさせていただいて、さっき委員からも御指摘いただきましたように、切れ目がないものを切れ目を持ったような形で無理やりとは言いませんけれども当てはめた状況になっておりますので、国のことも大綱を参考に整理をしようという話であれば、国の方向性により合ったような形でした方がもっとわかりやすくなるんじゃないかっていうのもありまして、ギリギリでちょっと資料が大きく中身を変えたのでちょっとご準備できませんでしたので、5つの方向性に分けてご提案させていただいてこれでいいだろうっていうようなご判断をいただければ、それに合わせて組み直しをしたいなというふうに考えた次第でございます。

〈委員〉

事務局の方を混乱させるかもわからないんですけども、ライフステージという言葉に、やっぱりちょっと少しだけ違和感を感じる。昨今の社会福祉なんかでね、ライフコースという言われ方をして、それは個人の人生の中で経験するそういう経験の束と考えるんです。ライフステージというとですね、何か段階があって、時間軸のすすめがあって、それぞれのライフステージや時間軸に乗り遅れちゃうと、そういう形になって、いやそうではなくて、いつ結婚するか、いつ大学に行って学ぶか、それはその人の人生の中の一つのキャリアであって体験、経験であっていついつにしなければならぬものではない、そういう経験の束なんだという、そういう考え方で、ライフコースという言葉が確か置かれていたような気がするんですね。それを考えると、子どもが子どもの年齢に応じたその時期に応じて、当然、重要事項があるでしょうし、だけどその重要事項もガチガチにステージごとに固められたものではなくて、ここはやり直しがあるよみたいなそういうイメージで捉えていただけたらと思うんです。だからそれを基本方向のどういうふうにするって言われたらちょっと具体的にこうしたらいいとかそういうものはまだ詰められないんですけど、だからこれを見せていただいたときに、なるほどライフステージ別の流れがあって、一方ではそれにこだわらないっていうか、縛られない、そういう縦断的な重要事項があるのかなっていう、あるいはそれこそ年齢に関わらず、柱として重要な事項があるのかその辺がちょっとよくわからなかったんですけども、まだ全くまとまってない話なので。

〈部会長〉

ありがとうございました。確かに固定的になってしまうっていうのがあると思うんですけど、この参考資料 1、事務局に確認ですがパワーポイントの 4 枚目の子ども施策に関する重要事項で書いておられるライフステージに縦断的な重要事項っていうのが、基本方向 4 に入る、そういうイメージでおっしゃってるってことでしょうか。そして、3 にあたる子育て当事者への支援に関する重要事項がここ（基本方向 5）に該当すると。

〈事務局〉

部会長がおっしゃっていただいたようなイメージで考えているところでございます。

〈部会長〉

ありがとうございます。委員のおっしゃられた通り、ライフコースという流れの中でいつあってもいい、でもそれを縦断的に大事なことっていうのは、ここに書いてあることですよっていう提案ですね。その中で何かご意見いかがでしょうか。

〈委員〉

すいません。ちょっと今、私の発言ちょっとかなり混乱させるので半分引込めます。

〈委員〉

縦断的だとか横断的な項目というのは多分どこにでも入ってるんだらうと思うんですよ。一つはちょっと意見出させてもらいたいなと思ってたのが、相談機関とか相談しに行く先というのがどのステージというかどの基本方向、成長期にもあると思うんです。保育園、乳児期、また小学校・中学校・高校、自殺もそうでしょうし、そうしたところでの相談機関というもの

は全て入ってるかと思うんですけども、それが基本方向のところには多分どこにも文言として出てこない。多分施策の中には全て入っている内容なんですけれども、そういったところでの横断的とか縦断的という意味合いは作れるのかなというふうには感じました。それと、すいません 11 ページのね、基本方向 1 のところの現状と課題、1 行目なんですけど理想とする子どもの数と実際に産む子どもの数には限りがあり、子どもを産むことを躊躇する現状がありますと、この躊躇する現状という表現がちょっといかがなものかなというふうに今感じております。というのが、言いたいことはわかるのですが気持ちとしては当然産むことを控えてしまったりとか、3 人欲しいけども、2 人で我慢しようとかっていうことを多分表現されたんだろうと思うんですけども、こうしたときに、躊躇する現状ではなく乖離があり、理想の子どもを持ってない現状があるとか、ちょっとそういうふうな、躊躇という表現がいかがなものかなと思ったものですから少しご検討いただければと思います。

〈部会長〉

ありがとうございました。そういった指摘もぜひいただけたらと思います。

〈委員〉

先ほどは先走ってすいませんでした。基本方向 1 のところで、その後の重点的な取り組みのところを見ますと、下から二つ目の仕事と生活の調和という言葉があって、働き方改革とかおそらくこれはワークライフバランスのことを言っていたらと思うんですけども、ワークライフバランスというような言葉を入れてもらってもいいのかなと思いますし、これがあるとすれば、11 ページの基本方向 1 の重点的な取り組みの中に、家庭、地域、家庭、地域と出てきているんですけども、これ実現しようと思うと、社会ということがおそらく必要になってくるというふうに思いますので、ちょっとそのあたりを考えていただければと思います。

〈部会長〉

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。いかがでしょうか。

〈委員〉

15 ページのところの右の取り組み項目 6 番目、社会的養育体制の整備というところがあるんですけども、多分子どもを擁護するときの体制の整備という意味ですよね。それもすごく大切だと思うんですけど、実際、養子縁組をされた方とか、家族側への支援っていうのは先ほどおっしゃっていた基本方向 5 の中に盛り込まれていくということで、ここには書かれていないという理解でいいのでしょうか。

〈事務局〉

そのあたりはまだ整理を全然進めておりません。今いただいた意見というのを参考にしつつ、今回、基本方向の 4、5 を増やしてもいいだろうというようなご意見をいただければ、ご指摘いただいた内容も含めてちょっと再整理をするような形で対応させていただければなというふうに思っております。

〈委員〉

ありがとうございます。であれば、ちょっとご意見させていただきたいのが、基本方向 5 の子育て当事者の支援に関する重要事項のところにはアウトリーチの強化という項目を入れてほしいなと思っていて、多分相談先を作るとか、母子保健と繋がるとか多分そういった機関と繋がるっていうことはすごく書かれると思うんですけども実際その家庭に訪問してのアウトリーチという施策にも力を入れていただけたらなと思います。あとは、養子縁組、里親家庭でそういったところの保護者側に対する支援っていうのも入れていただけたらなと思います。以上です。

〈部会長〉

ありがとうございました。今まさに子ども家庭庁で子ども家庭ソーシャルワーカーの資格という国家資格じゃなくなったんですけど、認定資格が決まり、教材作りが始まり、アウトリーチってのは非常に重要な地域だったり、市町村、児童相談の部署では確実に必要なことで、委員とか皆さんやっておられる利用者支援事業とか、子育て支援拠点ですかね。そういうところでも非常に鍵になっておられるとこだと思いますのでぜひそこは法改正や今の社会の動きからも入れてもらえたらなと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

〈委員〉

私も比較的個別の話になるんですけども、11 ページであったりあるいは 19 ページで個別の取り組みというところで、妊娠出産から幼児期までのところなんですけれども、家庭の支援であったりとかあるいは地域単位での支援みたいなところでできれば男性への支援みたいな目線も入れていただけると良いかなと思ってまして、私自身も 2 人子どもいまして第 2 子のときはしっかりと育児にも関わってきたというか、第 1 子のときは本当に気づいたら遅かったみたいなのところがありまして、いろいろ反省もあるんですけども、やはり今大阪高くないですけども男性育休の取得率、徐々に増えてきているという状態の中で、まだその男性が知識を得たり、経験を得たり、あるいは男性を支援したりというメニューが非常に少ないかなと思ってまして、別に私が男性だから助けてほしいという意味ではなくて、男性への支援が女性の支援にもすごい繋がり直結するということ、やはり当事者として実感しているのも、何かそういった視点があるといいなと、産後クライシスみたいなものってというのは子どもが 0 歳から 2 歳ぐらいでも急速に夫婦関係が冷めていくみたいな、育児分担率とか大きいと思うんですけども、そういったところがあってもちょっと行政が支援できる保育園とかに入ってからだともう既に結構遅い関係性になっているみたいなことが本当に多いので、やはり早ければ早いほどいいなということで、妊娠期から男性というよりも、男性も含めてしっかり支援していくというところが必要だなと。そうすれば自己肯定感が子どもが高くなる傾向が出てきたりとか、親の方も二人目持ちたいなというふうになってくると思いますので、そういったところがもちろんニュートラルに書いておられると思うんですけど、ちょっとその辺はポイントかなんか、強調していただいてもいいのかなというのが一つです。もう一つそことも関連するんですけども、さっき大阪モデルのおせっかいさみたいなのを活かせるんじゃないかというふうにも私捉えたんですけども、行政の力だけではもう足りないってものがそもそも結構大きいかなと。足りないとか支援が遅れるってような性質のものがこの取り組みの中にも多いかなと思ってまして特に先ほどの妊娠期の夫婦の支援とかはそうだと思っているんですけども、民間というか地域でできることって非常に大きいので、何かそういった地域のおせっかいな人たちの力を生かすとか、NPOの補助を少しでもしてあげるとか、何かそういったことが必要なかなと思いましたが、本当に何か大阪モデルとして最初私そこまで持ってなかったんですけどなるほどなと思いますし、大綱がある中でわざわざつくる、もちろんみんな作るわけなんですけど、大阪のものを作るのであれば、大阪の本当に地域の人が活躍する、そこを行政もやりやすい環境作りをする、支援するっていう視点もあるといいなというのを改めて思いました。長くなりましたが、以上です。

〈部会長〉

ありがとうございました。どうも、先ほどの孤立・孤独の話ばかりして申し訳ないですけど、重層的支援事業なんかも冠かけていって話なんです。要対協ももちろんですし、考えたときに今おっしゃられた、重層的支援事業なんていうのも地域と繋がりがあっていう支援なんですけども、そこも大阪がやっぱりダントツ多い、もう動いている自治体が多いですし、もう既に私が関わってるスクールソーシャルワーク風のスクールソーシャルワーカーと、コミュニティソーシャルワーカーの研修だったり調整・連絡会だったりって、やっぱり進んでると思うんです。そういう意味でここに反映できる、委員にいただいたようなことが入っていくとわかりやすい。府民の皆さんにね、やっぱりわかりますよ。大阪はここまでやるんやっていう、勇気づけられるんじゃないかなと思いました。今の男性の視点も本当にそれで先ほど委員もおっしゃられた、やっぱりそこはワークライフバランス、企業の理解、5 年前の貧困の調査のときの結果にも書かせてもらってるんですけど、その頃より大分ね、育児休暇も取りやすくなったりとか、変わってきてると思うんですけどやっぱりあの岸田総理が半分って言いましたか

ね 50%という男性の育休ということは何年間までにおっしゃってましたけど、ぜひそこはですね、企業への子ども総合計画が先ほど申し上げた企業とか社会の方にも、それをもとに、動いていただく制度化していただけるように、入れていただけたらなというふうに思います。

〈委員〉

かなり時間が押しているのに申し訳ございません。このライフステージに縦断的な重要事項というのをどう取り扱うのかなと考えたんですけど、ライフっていうのであれば、暮らしと命と人生を守るというそういう括りで、例えば、命を守るっていうと児童虐待であるとか自殺対策ですよ。あるいは、保健医療の提供であるとか暮らしを守るといって、ここに書いてあるような項目が全て当てはまるんですけども、その中で特に重要事項として権利主体であることも社会の共有であるとか多様な体験機会ですね、あるいは、子どもの貧困対策っていうそういう暮らしを守るという、そういう観点から、一旦、整理してもいいのかなと。これらが基本的には全ての子どもたちの人生を守る一番重要な事項になるみたいな。そういう考え方もできるかなと思います。

〈部会長〉

ありがとうございました。事務局が後で文章を作りやすいようにいろいろご提案いただきありがとうございます。よろしいですか。

〈委員〉

先ほど委員方からいただいている相談機能の相談員とか、ワーカーの話、できましたら大阪府知事にご認可をいただいているスマイルサポーターもぜひとも加えていただいて、ソーシャルワーカーの一助として、活用いただければ何よりかと思えますので、ぜひともよろしく願いいたします。それと、個別の取り組みのところでも 27 ページの教育保育の充実ところ、ここにも文言としては出てこないかわかりませんが、もう来年度より、いわゆる子ども誰でも通園（仮称）ということで制度設計がなされてきております。そうしたことであったり、児童虐待のところでは、かかりつけ相談機関ということも中学校区に 1 ヶ所というふうに、ほぼ中身が見えてきておりますので、今、制度がないかもしれませんが、前回も多分お話ししたと思うんですけども、6 年度には施行される内容、これが 7 年度の計画であるならば、そうしたものを先取りしていただいて、少し含んだ中で、ご検討いただけるようお願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

〈部会長〉

ありがとうございました。先ほどおっしゃられたその前におっしゃってた相談機能っていうのが基本方向 5 とかに入ってくるんじゃないかと委員おっしゃってくださいました。相談っていうこともそうなんですけど、どのライフステージにも居場所っていう親がちよっと喋れるとか、子どももちよっとほっとできるとか皆さんのご意見にあった自己肯定感とか自己効力感とかっていうあたりは居場所に来てる子の方が高いんですね。もうこれは私の調査でもいろんなところの調査でもそれは綺麗に結果が出ています。ということは、大阪でこの子どもたちの将来への夢を持ったりチャレンジできたりっていう力のベースになるものを育てていくには、やっぱりいろんな居場所、子ども食堂に限らずいろんな居場所が大阪の中でどんどんできていくこと、学校区に一つぐらいはできていくことみたいなことも大事かなってそれは乳幼児期、小学生、中学生、高校生ずっと縦断的かなっていうふうにも思いましたが相談っていうことと、もっともっと気軽に話せる人、国の孤立・孤独でも話せる人、相談っていうのはもうハードルが高いので、そういう意味ではスマイルサポーターさんとか、地域子育て支援拠点のやっておられることは本当にすごく意味があると思うるのでそんなことが見えるといいなっていうふうに思いました。

〈委員〉

もう入れていただいているんだとは思いますが、もう少しあの表現を強調していただければと。基本方向の 1, 2, 3 って全部繋がってまた 3 から 1 に戻るっていうことだと思いたうんですけども、そうなったときに、例えば、基本方向 1 から 2 の

繋がりとか、2 から 3 への繋がりというのをもう少し明確にさせていただくような、個別の取り組みというようなところでも結構ですね、例えば、2 から 3 で言えば、青年期になったときに何か夢が持てるような、仕事や社会での夢を持てるようなことの勉強できるとか、与えることができるとか、私ちょっと表現下手ですけども、ようなことを最後に書いていただいたら、次は青年期に行って、青年期では表現難しいですけども、次の子どもを産むための準備とかということに繋がるような個別の取り組みがあれば、より良いのではないかなと思いましたので、お願いをいたしたいと思います。

〈部会長〉

ありがとうございます。みなさん素晴らしい意見が出ましたが大丈夫でしょうか。最後、よろしいですか。はい、もしまた何かここを言い残したなどがあれば事務局にまたお伝えいただけたらと思います。それでは次の議題に進めたいと思います。ニーズ調査についてよろしくお願い致します。

【議題3】ニーズ調査（案）について

■資料4—1、4—2について、事務局より説明

〈部会長〉

ありがとうございました。それではただいまの説明に関してご意見・ご質問をお願いします。

〈委員〉

先ほどの多胎児のところ、無償化以外の給食費等とあるんですけども、多分、幼稚園の保護者、保育園の保護者の人、これから保護者になる人も含めて、どんな費用がいるのかっていうのはわかってないと思うんですよ。給食費だけではなくて、例えば、用品代ですとか、場合によったら特別徴収なんてのもありますので、給食費という表現も必要ですけども、あと用品代、その他諸費用ぐらいを入れてもらった方が、イメージとしては湧きやすいのかなと思いますので、国からの文章なので、どうかとは思いますが、ちょっと検討いただけたらと思います。

〈部会長〉

ありがとうございました。国からの文章の変更はいけるんですか。

〈事務局〉

問 47 につきましては、府が設定させていただいておりますので、今ご指摘いただきました選択肢については府の方で他の自治体のもとか国の調査とかを参考にしながら設計させていただいたものです。今ご指摘いただいた内容で、もう少しわかるような形で追記は可能ですので、修正いたします。

〈部会長〉

ありがとうございます。聞き逃したかもしれないんですが、実施時期はいつですか。

〈事務局〉

市町村のニーズ調査になってございますので、各市町村の方で今手続きの方をされております。今回、策定部会の方で最終見ていただいたものを市町村に改めてお送りしまして、11月以降です手続きをされて12月、1月あたりで調査をされるところが多いんじゃないかなと。1月から3月までの間で調査をなされるところが多いというふう聞いておりますので、最終はこの調査結果につきましては、大阪府の方で43市町村のデータを取りまとめて、その結果を改めて、審議会の場等で概要結果をご説明させていただく予定にしております。基本、1月から3月ぐらいにされるところが多

いというふうに聞いてございます。

〈部会長〉

ありがとうございました。もし今日、見切れない、言い切れなかった場合、いつぐらいまで可能ですかね。

〈事務局〉

基本的にはもう今日いただけたら早く市町村に送りたいと思ってるんですけども、事前にご説明させていただいた際、ご意見が多かったのが問 47 の多子・多胎児の選択肢がちょっとボリュームがないんじゃないとか、偏ってないかっていうようなご指摘が多かったっていうのを踏まえまして、今回ちょっと整理をさせていただいておりますけれども、今日・明日、できたら週明けぐらいには市町村には送りたいっていうのを思っておりますので、もしお気づきのところがございましたらご連絡いただけますとありがたいです。

〈部会長〉

ありがとうございます。ぜひ今日・明日、もし皆さん今、些細なこと、気づくことがあれば、いかがですか。

〈委員〉

些細なことかもしれません、ちょっと私が不勉強なところもあるんですけども、4-1 で言うと 20 ページのこの問 33 のこの国から出てきたこのショートステイの話なんですけれども、これは国が今後どんどん展開していく可能性を考えているのでそのニーズを全国で調査したいということで、入っているという認識でよいかということ、ショートステイを利用されてる方でも既に大阪でも何箇所かあるようですし、いらっしゃるとは思うんですけど、ほとんどの保護者にとってはこんなのあるのかなとか、なんでこの質問が入ってるんやろってちょっと若干唐突感があるかなっていう気はしましたので、もしその国標準であっても一言入れれるのであれば、国でこういうものが拡大・検討されていますとそこまで言っているのかわかりませんが、その辺も含めてちょっと説明があればいいなというのは感じました。以上です。

〈部会長〉

そこは何か意図があるんでしょうか。

〈事務局〉

国の方からはマニュアルが送られてきただけでして。ただ前回の調査については同じような形では調査項目が実は入ってございまして、今回明確に冠婚葬祭っていう形でちょっと選択肢が絞られた形で、具体的な項目に対してどれだけ利用されるかっていうのをちょっと明確に確認をしたいっていうことで、出されたものじゃないかっていうのはちょっと推察されますので、そういう形にはなるかなと。今回初見で入ったわけではなく、5年前の調査でも同じような形で出てますけれども、少し質問と選択肢を整理された内容になっているっていうのが現状かなというふうに思っております。多分市町村の方で蒔かれる際には、いろんな補足事項等とかも入れながら調査されるっていうのは各市町村でされておりますので、その辺り聞けるところにどんな感じでっていうのはちょっと聞いてみつつ、現状ちょっと確認ができればなというふうに思っております。

〈部会長〉

逆に利用が少ないからなのかなっていうふうには思うんです。例えば、問 31 にトワイライトステイがあるんですけど、トワイライトステイなんて本当に利用が少ないと思うんですね。そのあたりの数値が調査を受けていただくことで利用してもらえたりっていうイメージを伝えるためにも、冠婚葬祭とか細かく書かれたのかな、ぜひ広がったらいいなと思います。それから地域、今の流れでいったら、問 34 の地域子育て拠点事業ってあるんですけど、地域子育て支援事業とはみたいな説明はあるんでしょうか。前のショートステイとかは括弧付けで説明があるんですけども。

〈事務局〉

次の 21 ページの上の方に米印で書かせていただいているようですので、そちらで確認ができるかなというふうに思っております。

〈委員〉

6 ページの問 18 のところで、幼稚園や保育所、認定こども園などの子どもが預かる施設やサービスを「定期的に」利用されていますかの質問があって、次のページの問 18-2 に、いろんな施設が載ってるんですけども、6 ページ見ただけだったら、うちは小規模保育だから関係ないよなって。利用していないにマルをして、次ページを見ていたら小規模保育が載ってるじゃないかということにならないように、問 18 ページの認定こども園などの子どもを預かる施設、括弧して問 18-2 にある通り保育施設としてあげた方が、とまどいはないのかなというふうに思いましたので、もしよければということで、はい。お願いします。

〈事務局〉

ありがとうございます。そのあたりは少し工夫した形でわかるようにさせていただければと思います。

〈部会長〉

非常に多いので、ちょっと親切にした方が。昨日も大阪市の子育て支援会議だったんですけど、持久力がなくなる、答えていくのがしんどいなっていうので、それぞれの市の工夫だと思いますけど、何か頑張りとか、かわいいキャラクターを入れるとか、そんなのもあった方がいいよねみたいな話になっていました。わかりやすい方が絶対書いてもらえるとします。よろしいでしょうか。それでは言い残したことがもしございましたら、後で思いついたことがございましたら事務局の方に、今日・明日までをお願いしたいと思います。それでは次の議題にきたいと思います。（４）の大阪府子ども総合計画後期計画の中間評価について事務局からご説明をお願いします。

【議題 4】大阪府子ども総合計画（後期計画）の中間評価（報告）について

■ 資料 5 について、事務局より説明

〈部会長〉

ありがとうございました。ただいまの説明、内容にご意見とかご質問ございますでしょうか。

〈委員〉

評価のところにはスラッシュが入っていたり、何も入っていないところっていうのは、どう考えたらよろしいでしょうか。

〈事務局〉

スラッシュが入ってる部分については、もう既に事業として終わってるものっていうのが元々 10 年前、5 年前に設定して進めてきているもので、新しく事業として取り組まれたものとかもちょっと含まれておりまして、そういう項目については斜線で消した形で整理をさせていただいております。また空欄の部分で、現在最終確認を行っているものがちょっと混ざっているのもございますけれども、空欄の部分については改めてそこは埋めた形できちんとご報告させていただけるかなと思っております。

〈部会長〉

ありがとうございます。せっかくですのでざっと目を通していただいて何かご質問ご意見ございましたら。お願いします。

〈委員〉

基本方向 2-3 というページなんですけど、中程に、子どもの非認知能力の項目があるのですが、これがスラッシュということは、もう既に令和 3 年に終了しましたよということのかなと解釈をするんですけど、なかなかこの非認知能力の獲得ということが、保護者にまだまだ私達も、いろいろ話をするんですけど伝わっていないというのが現状かと思しますので、またこれは引き続きお願いできればと。あまり市町村の名前は言えないんですけども、去年ですけどある市長さんとお会いして、非認知能力って一体何やねんというような質問がありましたので、まだそれほど私達が思うほど浸透していないのかなという認識がありますので、また、ご検討いただきたいと思います。

〈事務局〉

意見いただいたものにつきましては、担当してる部署の方に委員の方からご指摘・ご意見があった旨はお伝えをさせていただきまして、対応させていただければと思います。

〈部会長〉

非認知能力は、国も上げていろいろ取り組んでるところだと思うんですけど、終了になってるっていうのはなぜなのかなって私もちょっと疑問に思いましたけど。何か理由はわからないですね。

〈事務局〉

そのあたりにつきましては、そういうご質問があったことで。どういう状況・理由かというのはちょっと状況を確認した上でご報告をさせていただきます。

〈委員〉

確かではないんですけど、文科省の教育のところには非認知能力という表現が多分なくなってるんだらうと思うんですが。4 年度から 5 年度からか、質問したことあるんです。そこについて、なぜなくなったのっていうと、いわゆるそれぞれの項目の中に要素が含まれてますのでということで返事をいただいたのが少し記憶に残ってますので、今一度、お確かめいただいて正確なところを見ていただければというふうに思います。特に我々、かけはしの政策のところっていうところでも、多分、非認知能力っていうものが最初に入ってたんですけども、今は多分、なくなってるんじゃないかなと思うんですよ。そうしたところを含んで見ていただければというふうに思います。

〈委員〉

もしかしたら、小学校までに身につけてほしい 10 の姿の方になってるのかもわからないので、それであればそこでという感じで進めていただければと思います。

〈部会長〉

はい。ありがとうございました。もしかしたら小学校の方に入ってるんじゃないかということでありがとうございました。私からザッと見せたら、この星印になっているところが、教育部門が何個かあったり、教育コミュニティですから地域との関係とか企業との関係のところもあって、やっぱり先ほどの社会との相互作用、社会という意識は非常に重要になって思いました。ここに掲げたことがこんなふう施策に活かされていかないといけないので、ぜひちょっとこの辺りも、進まなかったのがコロナの理由でっていうところはわかるんですけど、他も一緒ですもんね。例えば、教育センターさんの、これからの社会で求められる確かな学力の育みっていうのが星印になってるんです。何ページと言えいいのかページがわからないですけど。今まさに子どもの今日の子ども計画に関わるような、挑戦していける力とか、子どもたちが前向きになっていける力っていうものと、関係していくようなこと、教育コミュニティもそうだと思いますし、何かその辺りが、わりと星印がついてる気がします。どんな課題があるのか、例えば、コロナだということなんですけど、何か他に攻める意味ではなくて、課題が今、教師

の時間がないとか、すごく多忙であるとかっていうことが話題になってますけど、そういうことの関係なのか、何かもうちょっともしお聞かせいただけたらありがたいです。

〈事務局〉

基本的には星印のところの部分の理由っていうのは、実際、課題として挙げてはいただいておりますけど、今ご指摘いただいた部分につきましては、他に何か要素があってできてないのかなのかっていうところはちょっと確認をさせていただきます。また、ご報告をさせていただければなというふうに思っております。

〈部会長〉

ありがとうございました。それでは、他はよろしいでしょうか。では、その他案件で何かございますでしょうか。

〈事務局〉

特にございません。

〈部会長〉

ありがとうございます。そうしましたら本日の予定の議題の報告は以上になりますが皆さんの方で何か言い残したことは大丈夫でしょうか。先ほどのアンケートについては、今日明日ということで、子ども計画については、ちょっとまた皆さん力をお借りすることになると思うので、ぜひご協力いただけたらありがたいなというふうに思います。

〈委員〉

後になってすいません。資料 2 のところで、R 5 から R 6 にかけて分科会とか審議会を一本化しますということで、今でもかなりのボリュームをちょっと審議会で作るということになるんですけども、この審議会の中で何か部会分けをすとか、例えば、下の青少年の方であれば、1 から 4 部会と書かれてるんですけども、この中で全てをこの審議会で作ってしまうのか、あるいはいくつかの部会に分けてやるのか、そういった見通しとか計画はあるかないか教えてください。

〈事務局〉

資料 2 ですけれども、基本的に児童関係のものを、子ども家庭審議会の方に一つの屋根の中に入れるって言い方が正しいかどうかちょっとわかりませんが、子ども家庭審議会っていう傘を作って、その下にちょっとこれまでばらけていた部会っていうものを揃えました。青少年の部分につきましては、先ほど委員おっしゃった第 1 から第 4 っていうものがですね、規制とかのものになっておりますので、政策とかの議論ではなくて規制をどうしていくかみたいなものが中心になってございますので、これはもう別の審議会っていうことで、そのまま置いた状態にしております。先ほど申し上げましたのは児童福祉専門分科会で社会福祉審議会にぶら下がっているものと、我々、今審議いただいております子ども施策審議会という A と B を中心に一つの審議会の方に取りまとめてさせていただいておりますので、基本、部会についてはスライドした形で一つの屋根の下に部会がぶら下がるっていう形でさせていただきますので、新たに何か大きく分けて何かしていくっていう話ではございません。以上でございます。

〈部会長〉

ありがとうございました。委員のおっしゃった非常に懸念する感じを持ちますので、ぜひ、そこはそうならないようお願いいたします。他はよろしいですか。はい。それでは皆さんご協力ありがとうございました。本日の議題報告は以上ですので、進行を司会の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。